

JASO判定会議業務実施細則

平成23年9月1日制定
平成23年12月16日改訂
平成25年9月20日改訂

趣 旨

本実施細則はJASO判定会議設置規程（以下「規程」と言う。）第11条に基づき、判定会議が耐震診断又は補強設計の妥当性の判定（以下「評定」と言う。）を実施するにあたって必要な事項を定める。

評定実施における書類様式については、別に定める評定様式による。

第1 評定の申込

- 1.1 評定の申込者は、原則として建物の所有者または区分所有者の代表者とする。ただし、診断または補強設計を受託した設計事務所が「代理者」となって記名・捺印して申込むことができる。
- 1.2 評定申込書（評定1号様式）の「4. 実施会社」欄、耐震診断結果の概要書（評定2号様式）の「診断者」欄、及び補強計画等の概要書（評定3号様式）の「補強設計者」欄は、実際に耐震診断・補強設計を行った構造技術者（以下「担当技術者」という。）の所属会社と氏名等を記入する。
- 1.3 評定の申込に当たって、申込者または代理者及び担当技術者（以下「申込者等」という。）は次の事項について不備等がないことを確認する。
 - (1) 評定対象案件が第4条に定める評定対象であること。
 - (2) 評定の区分が規程第5条に定める区分のいずれであるかが明示されていること。
 - (3) 評定単位は地上部分が構造的に一体の範囲とし、エキスパンション・ジョイントによって分割されている場合はそれぞれ別の案件として申込むこと。
 - (4) 下屋等の付属部分で、評定の対象外とする部分があれば明示されていること。
- 1.4 申込者等は、JASO判定部（以下「事務局」という。）に事前相談することができる。事前相談には事前相談申込書（相談1号様式）にて事務局に申込み、相談終了後は事前相談議事メモ（相談2号様式）を作成し事務局に提出する。

第2 受付

- 2.1 申込者等は評定用図書（別に定める評定用図書作成要領による）2部を事務局に提出する。対象案件評定のために編成された判定部会（以下「評定部会」と言う。）の委員が2名を超える場合は提出部数が増えることがある。
- 2.2 申込者等から評定用図書が提出された時点で、JASOは正式に申込を受理する。
- 2.3 事務局は、提出された図書に不備・不足があると判断した場合には、図書の修正または追加資料を求める。
- 2.4 申込を受理した時点で、事務局は別途定める耐震診断等判定料金表に従って判定手数料の請求書を送付する。申込者等は評定部会が終了するまでに、所定の銀行口座に振り込む。

第3 評定審査

- 3.1 申込者等は評定部会に出席し、評定対象案件について説明を行う。その際、必要に応じて関係する他社の技術者等が参加することは構わない。
- 3.2 申込者等は、評定部会で委員から出された質疑事項や指摘事項とそれらに対する申込者等の回答を評定経過報告書（評定4号様式）に記録し、関連する修正資料や追加検討図書があればそれらを添えて、できるだけ速やかに評定部会に提出する。
- 3.3 評定部会は3回で終了することを標準とする。評定部会側の都合以外の理由で3回を超えて開

催する場合は、追加手数料を請求する。

- 3.4 評定部会は評定審査が終了し、申込者等から評定経過報告書等が提出された時点で、審査結果の所見案を作成し、判定会議に提出する。
- 3.5 判定会議は、評定部会から提出された所見案について、規程第2条に定める準拠法令に照らして審議し、評定結果としての所見（評定5号様式）を確定して、JASO理事長に報告する。

第4 判定書（以下「評定書」と言う。）の交付等

- 4.1 理事長は判定会議の報告に基づいて評定書（評定6号様式）を2通作成し、3.5による所見を添えて申込者等に交付する。
- 4.2 申込者等は、評定書（評定6号様式）、所見（評定5号様式）、耐震診断結果の概要書（評定2号様式）または補強計画等の概要書（評定3号様式）、および評定経過報告書（評定4号様式）を綴じこんだ耐震診断報告書または耐震補強設計報告書を作成し、1部をJASOに納付する。
- 4.3 耐震診断報告書または耐震補強設計報告書の本文は、修正済みの評定用図書および追加検討図書と同じ内容とするが、現地調査資料・写真や詳細な電算出力などは、必要最小限に縮減することとする。

第5 評定書交付後の変更への対応

- 5.1 評定書交付後に、診断上の仮定条件や補強設計内容に変更が生じた場合は、申込者等は書面をもってJASOに通知し、対処方法について協議する。
- 5.2 変更の程度が次項以下の記述を越えて重要と見なされる場合は、原則として別案件と見なし、第1から第4の規定に従って評定をやり直す。判定手数料は別案件として請求する。
- 5.3 変更の程度が、耐震診断結果の概要書（評定2号様式）または補強計画等の概要書（評定3号様式）の数値等が修正されるものの、所見（評定5号様式）の記述は不変または一部変更が生じる程度の場合は、第3から第4の規定に従って評定部会を再開し、評定書を再交付する。この場合、評定部会の判断によって書類審査だけとすることができる。追加評定手数料は、審査業務量に応じて事務局で別途定めて申込者等に請求する。なお、交付済みの評定書を綴じこんだ報告書は、申込者等および事務局において廃棄するものとする。
- 5.4 補強設計で、補強方法・材料等に軽微な変更が生じ、補強結果の評価が変更前に比べて特にならなくなることが確認されている場合は、変更内容の説明書、耐震性能計算書、変更前後の比較資料などの設計変更報告書2部をJASOに提出し、評定部会委員が確認した証として署名・捺印し、1部を申込者等に引渡すことによって、評定書の再交付に代えることができる。追加手数料については、前項の規定を準用する。

第6 評定申込の取下げ等

- 6.1 申込者等が自己の都合により評定申込を取下げる場合は、速やかに書面をもって申し出ることとする。この場合、払込み済の評定手数料は返却しない。また、判定手数料が未納の段階では、評定業務量に応じて事務局で判定手数料を別途定めて申込者等に請求する。申込者等は速やかに所定の銀行口座に振り込むこととする。
- 6.2 申込者等が評定部会の指摘に対して適切な回答を用意しないとか、申込者等の対応が極めて遅いなどが理由で、審査が3ヶ月以上停滞し、続行が著しく困難だと評定部会が判断した場合は、書面をもって申込者等に通知して、評定を打切ることができる。この場合、判定手数料については、前項の規定を準用する。

(附則)

この細則は、平成25年9月20日より施行する。